

日本年金機構からのお知らせ

お願い 算定基礎届のご提出はお済みですか（提出期間：7月1日から7月10日）

算定基礎届は、保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる「標準報酬月額」を決める大切な届書です。事業主の皆さまは、原則一年間（当年9月から翌年8月まで）の標準報酬月額と実際の報酬の間に大きな差が生じないように、毎年7月に算定基礎届を提出する必要があります。

提出がお済みでない場合は速やかにご提出ください。

提出先：事務センター、所在地を管轄する年金事務所

提出方法：電子申請、電子媒体（CDまたはDVD）、郵送、窓口持参

なお、算定基礎届の様式や記入方法は、日本年金機構ホームページに掲載しています。

詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

お願い 従業員の方に決定した「標準報酬月額」の通知をお願いします

事業主の皆さまから提出された「資格取得届」、「算定基礎届」、「月額変更届」等により被保険者（従業員）の「標準報酬月額」を決定します。決定した「標準報酬月額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」により、事業主の皆さまにお知らせしています。

この「標準報酬月額」は、事業主が被保険者（従業員）の方に速やかに通知することが法律により義務づけられています。

標準報酬月額決定（改定）通知書がお手元に届きましたら、各被保険者（従業員）に必ず「標準報酬月額」をお知らせください。

ご案内 年金受給者へ公金受取口座の登録に関する意向確認の書類をお送りします

令和8年8月から令和9年2月（予定）までの間、公金受取口座を登録していない65歳以上の年金受給者（※）に対し、年金振込口座を公金受取口座として登録することに同意するか、ご意向を確認させていただく書類（意向確認書）を簡易書留でお送りします。年金を受給されている方から意向確認書についてお問い合わせがあった場合は、下記のフリーダイヤルまたは日本年金機構ホームページをご案内ください。

（※国外居住者等、一部対象外となる方がいます。）

◆意向確認書に関するお問い合わせ

『意向確認書照会専用フリーダイヤル』

0120-74-0011

（フリーダイヤルがご利用できない場合）

TEL：050-3524-7372

受付時間

（年末年始を除く）

月曜日 8:30～19:00

火曜日～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日 9:30～16:00

・月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。
・第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆公金受取口座登録制度に関するお問い合わせ

『マイナンバー総合フリーダイヤル』

0120-95-0178

（音声ガイダンス：6番）

（フリーダイヤルがご利用できない場合）

TEL：050-3816-9405

受付時間

（年末年始を除く）

平日 9:30～20:00

土日祝 9:30～17:30



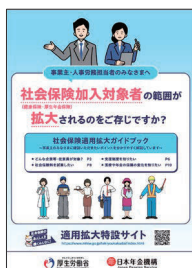
日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

厚生労働省では令和7年年金制度改正における社会保険の適用拡大に関するガイドブックやチラシ等を作成し、厚生労働省ホームページ内の「社会保険適用拡大特設サイト」で公開しています。

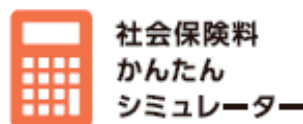
事業主・人事労務担当者向け

法律改正の内容や各種支援制度等、社内準備に役立つ情報を掲載しています。



従業員向け

社会保険加入のメリットや社会保険に加入した場合の手取り額の変化が試算できるシミュレーター等を掲載しています。



「社会保険適用拡大特設サイト」はこちらからご覧ください。



社会保険 適用拡大


<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>


お願い

従業員が65歳に到達したときの被扶養配偶者（第3号被保険者）の手続き

65歳に到達した従業員（厚生年金保険の被保険者）に、60歳未満の被扶養配偶者（第3号被保険者）がいる場合、被扶養配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きをご自身で行ったうえで、国民年金保険料を納める必要があります。ただし、従業員が老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合、被扶養配偶者の第3号被保険者の資格は継続しますので、手続きは不要です。

第3号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きは、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金の担当窓口、もしくはお近くの年金事務所で行うことができます。なお、マイナポータルからの電子申請も可能です。

65歳に到達する従業員に対して、上記のとおり制度・手続きの周知をお願いします。

<参考>従業員が65歳に到達した時点の受給資格に応じて、60歳未満の被扶養配偶者が行う手続き

従業員（厚生年金保険の被保険者）の受給資格	被扶養配偶者（第3号被保険者）の手続き
老齢基礎年金の受給資格を満たしている	お住まいの市（区）役所または町村役場、もしくはお近くの年金事務所で、第1号被保険者への変更の手続きを行ってください。
老齢基礎年金の受給資格を満たしていない	手続き不要（第3号被保険者の資格は継続）

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

日本年金機構 公式SNS

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



X (旧Twitter)


https://x.com/Nenkin_Kikou


Facebook


<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>

日本語



英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

2607 1017 001 (全国)